

特定建設作業実施届出書作成の手引

騒音規制法第14条第1項および振動規制法第14条第1項に基づく特定建設作業実施届出書は、下記の要領で作成してください。

1 提出書類

特定建設作業実施届出書

付近見取図（下図参照）

- ・ 主要目標物および付近の状況（住宅、学校、病院、工場、畑 等）を示すこと。
- ・ 工事現場から半径80mの範囲を図示すること。
（工事現場の所在地の用途地域、範囲内における静穏の保持を要す施設（病院等）の有無により、作業時間の制限が厳しくなる場合があります。）
- ・ 付近見取図のみで工事現場の判別が難しいときは、縮尺を変えた案内図も添付のこと。
- ・ シート養生や防音パネル等の位置と高さを明示すること。（現場詳細図への記載可）

現場詳細図（付近見取図との兼用可）

- ・ 特定建設作業の位置（解体する建物の配置、空気圧縮機の設置場所 等）を明示すること。
- ・ 杭工事（杭打ち、杭抜き、杭頭処理等）を行うときは、杭の位置を図示すること。

工程表

- ・ 全体工程表（棒グラフ工程表）に特定建設作業の実施期間を明示すること。

許可証等（該当工事のみ）

- ・ 道路交通法による道路使用許可等の条件が、夜間（休日）指定の場合は、それを証明する書類（道路使用許可証 等）

その他（任意添付）

- ・ 使用する建設機械のカタログ、近隣への工事案内チラシの写し 等

2 提出部数

2部（うち1部は、受付後に返却）

3 届出期限

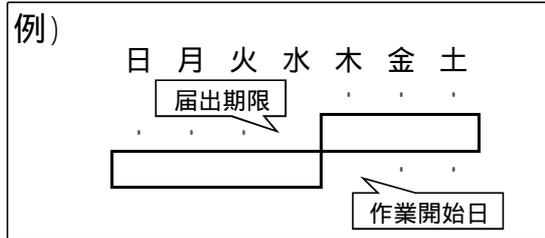
特定建設作業を開始する日の7日前まで
（届出日および作業開始日は含まず。）

4 記入要領

裏面参照

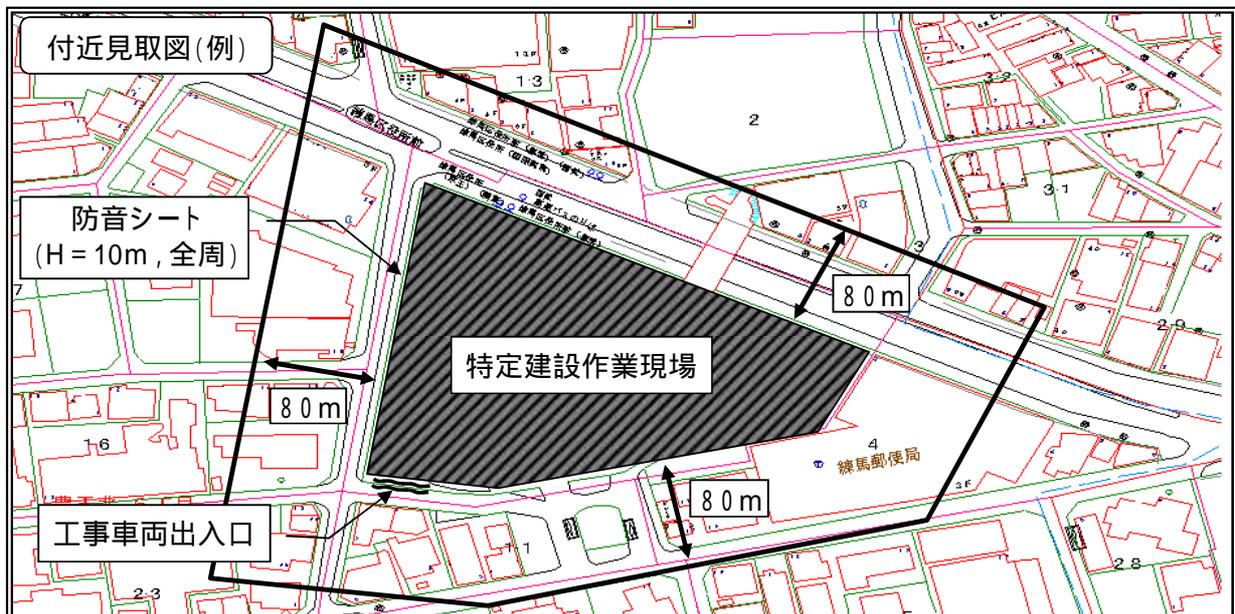
5 届出先

練馬区 環境部 環境課 環境規制係
電話 03-5984-4712（直通）



（注）届出遅延の場合は、原則として作業開始日を遅らせていただきます。

（やむを得ないと認められる場合に限り、例外として「遅延理由書」または「始末書」とともに届出書を受理することがあります。）



特定建設作業実施届出書

練馬区長殿

年 月 日

騒音・振動

届出者

住所：
氏名：
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)
電話：

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)および振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称					
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類					
特定建設作業の種類(該当番号に印)	1. くい打機(人力を除く)、くい抜機、くい打くい抜機(圧入式を除く)を使用する作業 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機(ブレーカー)を使用する作業 4. バックホウ(原動機の定格出力 80kW以上)、トラクターショベル(70kW以上)、ブルドーザー(40kW以上)を使用する作業 低騒音型の指定機械を除く 5. 空気圧縮機(15kW以上)を使用する作業 さく岩機の動力用を除く 6. コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行う作業 7. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 8. 舗装版破砕機を使用する作業 ハンマを落下させるものに限る				
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2又は振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様(該当番号に印)	1. くい打機、くい抜機、くい打くい抜機	2を除く	型	台	}
	2. アースオーガ併用くい打機		型	台	
	3. 手持ちブレーカー	電動ビックを含む	型	台	
	4. ジャイアントブレーカー		型	台	
	5. バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー		型	台	
	6. 空気圧縮機	さく岩機の動力用を除く	型	台	
	7. その他	()	型	台	
特定建設作業の場所	練馬区 丁目 番 号				
特定建設作業の実施の期間	自	年 月 日	日間(延べ日数)		
	至	年 月 日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日数	実働時間	
	:	:	日(日曜日・祝日等を除く)		
騒音・振動の防止の方法(該当番号に印)	1. 低騒音・低振動機械の採用 2. 低騒音・低振動工法の併用 3. 使用時間を最小限にする 4. シート養生 5. 防音パネル・仮囲い設置 6. その他()				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	電話番号				
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号				
下請負人が特定建設作業を実施する場合	当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名				
	電話番号				
審査結果	当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所				
	電話番号				
審査結果	課長	係長	地域担当	受付	備考

備考 1 特定建設作業の実施期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
 2 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにとまとめてさしつかえない。
 3 印の欄には、記載しないこと。
 4 原則として、日曜日その他の休日および夜間に特定建設作業を行わないこと。
 5 添付書類： 工程表(全工程) 見取図(半径80m) 道路法または道路交通法に基づく許可により作業時間等の制限が適用除外となる場合は、それを証明する書類(例：道路使用許可証)
 6 石綿含有建材の除去等を伴うときは、練馬区アスベスト飛散防止条例に基づく手続が必要な場合があるので、確認すること。
 7 この届出書は、作業開始の7日前までに環境課環境規制係へ提出すること。電話 5984-4712(直通)

記入要領

① 特定建設作業を開始する日の7日前までに届けてください。(必着)
7日前までとは、届出日と作業開始日を含まず、中7日以上あけることをいいます。

② 届出者は、元請業者の代表者(代表権を有する人)です。
ただし、発注者との契約において、法人の代表者ではなく、支店長の名義で契約している場合は、支店長を届出者として差し支えありません。
共同企業体(JV)の場合は、代表企業の名称および代表者名を記入してください。

③ 特定建設作業は、使用する機械等に応じて、騒音規制法、振動規制法それぞれで定められています。
(機械等) 1 a くい打機、くい抜機、くい打くい抜機(1b、2を除く。) 騒音・振動
もんけん(人力)、圧入式くい打くい抜機は、対象外。
b 圧入式くい打機、油圧式くい抜機 騒音
2 振動 アースオーガ+直打工法のみ対象。
3 騒音
4 騒音・振動
5 騒音
6 騒音 電動機以外の原動機を用いるもののみ対象。
7 コンクリートプラント、アスファルトプラント 騒音
鋼球 振動
舗装版破砕機 振動

④ 日曜日、祝日等の休日および夜間の特定建設作業は、原則禁止です。
特定建設作業の実施期間が長くなる場合は、一度の届出期間を3ヶ月以内(原則)とし、続きの期間については、改めて届出書を提出してください。

⑤ シート養生、防音パネル等については、設置する位置、範囲、高さ等を付近見取図または現場詳細図に記入願います。

⑥ 複数の下請負人が特定建設作業を分担して行う場合で、記入欄に書ききれないときは、当該記入欄を「別紙のとおり」とし、下請負人の氏名(法人名+代表者名)、住所を明記した別紙(任意様式)を添付してください。
現場責任者(届出者、下請負人)の連絡場所については、速やかに連絡がつく場所(現場事務所等)の所在地、電話番号(携帯番号等)を記入してください。